サービス管理責任者等更新研修のご案内

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修は、令和元年度より、研修制度が見直され、現任者を対象とした「更新研修」が創設されました。

■令和7年度の受講対象者について

下記（１）～（３）のいずれかに該当する方が研修対象者となります。

（１）更新研修３回目受講の方（令和元年度に更新研修１回目を修了し、令和２年度から令和６年度に更新研修２回目を修了した方）

（２）更新研修２回目受講の方（令和２年度から令和５年度に更新研修１回目を修了した方）

（３）令和３年度以降に実践研修を修了した方

○更新研修の受講要件は、以下①もしくは②のいずれかとなります。

①現にサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者、相談支援専門員として従事している

②更新研修受講日前５年間に２年以上のサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者、相談支援専門員としての実務経験がある

○**令和２年度に更新研修１回目を修了した方は令和７年度末までに更新研修２回目を修了しなければ、サービス管理責任者等として引き続き従事することができません。**受講できなかった場合、再度サービス管理責任者等として従事するには、実践研修の修了が必要となります。各事業所において、更新研修への申込み忘れのないようお気を付けください。

※平成31年3月31日までにサービス管理責任者等としての従事要件を満たしていた方で、令和５年度末までに更新研修１回目を修了できなかった方は、サービス管理責任者等として従事することができません。修了できなかった場合、サービス管理責任者等として従事するには、「実践研修」の修了が必要となります。

■令和7年度の優先受講対象者について

① 当該年度に受講しなければサービス管理責任者等の要件を欠いてしまう方
※令和２年度に更新研修１回目を修了された方

② サービス管理責任者等実践研修、更新研修を修了した年度の翌年度を初年度として以降の５年度ごとの末日までの残っている期間が少ない方(あと１年⇒あと２年)
※あと 1 年：令和３年度に更新研修１回目を修了された方または実践研修を修了された方
※あと 2 年：令和４年度に更新研修１回目を修了された方または実践研修を修了された方

■令和7年度大阪府サービス管理責任者等更新研修実施予定

研修事業者名	大阪府地域福祉推進財団
募集期間	令和７年８月20日から令和７年９月５日
研修期間	令和７年11月18日から令和８年３月13日
会場	大阪市内
ホームジージ	https://www.fine-osaka.jp/trainfo-2.htm

■更新研修は5年度毎に1回の受講が必要です

○平成31年3月31日までにサービス管理責任者等としての従事要件を満たしていた方で、令和５年度末までに更新研修１回目を修了した方の場合

【例：令和２年度に更新研修１回目を修了した場合】

初回の更新研修を修了した翌年度を初年度として、以降５年度毎に１回更新研修を受講する必要があります。

令和２年度に更新研修を修了した場合、令和３年度から７年度までの間に２回目の更新研修を修了する必要があります。令和７年度末までに更新研修を修了できなかった場合は、実践研修を修了しなければサービス管理責任者等として従事することができません。

○令和３年度以降に実践研修を修了した方の場合

【例：令和３年度に実践研修を修了した場合】

実践研修を修了した翌年度を初年度として、以降５年度毎に１回更新研修を受講する必要があります。

令和３年度に更新研修を修了した場合、令和４年度から８年度までの間に１回目の更新研修を修了する必要があります。令和８年度までに更新研修を修了できなかった場合は、改めて実践研修を修了しなければサービス管理責任者等として従事することができません。

問合せ先：大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課（０６－６９４４－６６７１）
大阪府ホームページ：https://www.pref.osaka.lg.jp/o090070/chiikiseikatsu/shogai-chiki/sabikankensyu.html

大阪府　サービス管理責任者等研修　検索